

大綱の作成について

《大綱の策定》

【概要】

- ① 教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めること。【法第1条の3第1項】
- ② 大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議すること。【法第1条の3第2項】
- ③ 大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。【法第1条の3第3項】
- ④ 大綱の作成は、町長に教育委員会が管理し、執行する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものではないこと。【法第1条の3第4項】

【大綱の定義】

- ① 大綱は、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは、参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。
- ③ 大綱の対象とする期間については、法律では定められていないが、町長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定している。

【大綱の記載事項】

- ① 各市町村長の判断に委ねられるものであるが、予算や条例等の町長の有する権限に係る下記の事項についての目標が考えられる。
 - ・学校の耐震化
 - ・学校の統廃合
 - ・少人数教育の推進
 - ・総合的な放課後対策、
 - ・幼稚園、保育所、認定子ども園を通じた幼児教育・保育の充実など

- ② 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、町長が作成するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、町長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。

《地方教育振興基本計画》

【教育振興基本計画】・・・利根町においては、「第4次利根町総合振興計画第4期基本計画」を教育振興基本計画として位置付けをしており、個別には策定していない。

教育基本法《抜粋》

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

《利根町総合振興計画》

第4次利根町総合振興計画

【基本構想】 平成10年を初年度とし、平成32年を目標年度として設定

【基本計画】 平成25年を初年度とし、平成29年を目標年度として設定

【地方自治法第2条第4項】 ⇒ 平成23年5月2日削除

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

○第4次利根町総合振興計画【基本構想】

第6章 施策の大綱（別紙1）

○第4次利根町総合振興計画【基本計画】

基本方針3 豊かなところと創造性あふれるまちづくり（別紙2）